

影山日出彌の憲法理論の検討（1） －科学的憲法学の遺産とその課題－

An Investigation of the Constitutional Theory of Hideya Kageyama (1)
－ Achievements of and Problems with Scientific Constitution Theory －

武 川 眞 固
Masataka Takekawa

（ 要 約 ）

本稿では、日本の憲法学史上で特筆すべき科学的憲法学の成果を残した一憲法学徒、影山日出彌の憲法学の遺産について、検討するものである。同氏が、1960年から1976年までの17余年の期間に正面から科学的憲法学の方法論から現代国家論、主権論、民主主義論、人権論などの憲法学の諸問題に取り組んだ学風とその成果を再確認しつつ、現代的視点から継承すべき課題を提示するものである。

（キーワード）

1. 科学的憲法学、憲法学の方法論、憲法現象

問題の所在

現代の憲法動向は、危機的な問題をはらむ憲法現象、具体的には憲法改正などを中心とした動向や憲法規範を実現できない立憲主義型政治の危機をはらむ現状であり、今日、憲法現象を科学的に解明し、批判学としての科学的憲法学とその展望が提示されているのかは検証をまつしかない。

かつて日本の憲法学のなかで特に、精力的に日本の憲法現象を解明し、科学的な憲法学を確立したのは影山日出彌¹であった。

本稿では、同氏の憲法理論の遺産²について、現代的視点から歴史的に位置づけ、そこから何を学ぶのか、何を継承すべきなのか、以下研究ノートレベルで検討する。

影山日出彌が亡くなって2008年で33年目になり、同年4月で生誕75周年であった。

私自身が影山日出彌が活躍していた同時代に後輩として過ごし、いつも身近にいたものとして同氏から多くのことを学び、いろいろな教えを受けてきた。今日、いろいろな意味で33年過ぎても感傷的すぎるくらい時代性を感じている。今、生きていたら、日本の憲法学に何を提起していただろうと思うのは私だけでないだろう。

本研究ノートで、影山日出彌の憲法理論について検討する意義は次の点にある。

第一は、影山の時代は、戦後民主主義の危機が憲法レベルで進行した時期であり、そのなかで現代憲法の主要な問題について従来の社会科学としての憲法学の遺産について、批判的に摂取しつつ、独自の憲法学の課題について、特に、国家論、主権論、民主主義論、人権論、憲法史など史的唯物論＝マルクス主義的な方法論の視座からの問題提起を提示していたこと。

第二は、影山が試みた歴史的分析、現状分析、イデオロギー分析という視点での研究は、現実の憲法現象を通した社会科学としての憲法学を解明という営為や政治学を含めた社会科学という視点からあら

ゆる分析方法（物質代謝論、サイバネテックス論、疎外論の分析道具）など酷使して怪物として深淵な国家論を分析したことである。

第三は、憲法学を通じた影山の学問的学風とその態度は、その時代の危機的な認識に立ちつつ、憲法学視点から、すなわちあらゆる有効な先進的理論を用いて、民主主義な日本社会論の確立と政府形態論などの現代的変革と歴史的展望の課題などを提示していたことである。

以下、影山の憲法学の主要な遺産を戦後の時代認識に留意しつつ、若干書きとどめて、その理論的分析・到達点とその継承性を明らかにする。

同氏が憲法学として検討した分野は、i 憲法学の方法論、ii 憲法学史・憲法史（日本憲法学説史・憲法史及び比較憲法史）、iii 国家論（社会的法治国家論から始まり国家論のイデオロギー性と現状分析、政府形態など民主主義的移行期の国家論など）、iv 社会主義論、人民民主主義論、v 憲法の基礎理論（主権論、民主主義論、平和論）、vi 人権論（環境保全と人権、財産権、教育基本権等）などの多義の分野にわたっていた。

その学風は、時代の危機認識を踏まえて、その危機に対応するための憲法学という分野からの理論的枠組みを提示し、そこからどのような問題解決があるのかという手法であり、時代を先取りした科学的な憲法学を構築することにあつたと思われる。本秀紀の言葉を借りれば『危機の時代』によみがえる国家分析と変革の憲法理論³と評することができよう。

なお、影山の学問的軌跡を時期区分すれば、①1960年～1967年までの前半の時代（『現代憲法学の理論』・『日本の憲法問題－平和憲法と憲法闘争－』・『憲法の基礎理論』などの刊行時期）と②1968年～1976年の後半の時代（『憲法の原理と国家の論理』・『国家イデオロギー論』などの刊行時期）というように前半で憲法学の方法論の確立といういわば影山の学風の基礎が形成される時代と後半は、同自身が全力投球をした現代日本社会の諸問題について、科学的憲法学の立場から精力的に理論と実践を統一しつつ、日本の行くべき展望とその方向性を提示していた時代、影山自身の独自憲法学が完結せずに終わった時代の17余年にわたる全時期が研究対象となる。

I. 影山日出彌の憲法学の方法論と課題

－戦後民主主義と1960年～1967年までの時代状況のもとで－

影山日出彌の詳しい経歴は省略し、この時期は、1957年愛知大学を卒業し、東京大学大学院博士課程単位取得後の愛知大学専任講師、助教授時代そして1967年4月名古屋大学助教授になり、憲法学の方法論を確立した時代であり、その時期を対象とする。

以下、影山が執筆活動し、実践的な分析を試みた前半の時期を中心にして、主要な研究について、検討することにする。

（I）社会的法治国家論と憲法学の出発点

さて、影山が研究者としてデビューしたのは、1961年に発表した「社会的法治国家論」の研究（「社会的法治国家論序説（一）（二）」以下 K-[1] と表示⁴）であった。この時期は、戦後民主主義の発展

影山日出彌の憲法理論の検討（1）

期にあって、歴史的な民主主義の危機でもあった安保闘争の時期であり、影山自身は、当時の西ドイツの社会国家の現状、すなわち国家独占資本主義段階での憲法の現状分析を試み、同国の国家緊急事態立法の分析を通して、日本社会における憲法秩序の不安定さや憲法改正論議を認識した国家論の解明に注いでいた。影山は、『現代憲法学の理論』（以下K-〔3〕と表示）で「現代憲法学は、発達した資本主義型憲法を対象とする限り、そこに提示されているさまざまな現実的・理論的課題をはたすために、なによりも国家独占資本主義論を前提とし、ことにその国家理論を展開するとともに、それに対応する法的諸形態と法的諸関係を分析・総合することによって、憲法現象を解明しなければならないだろうし、それができるかどうか、日本における現在の社会科学としての憲法学の、ある意味では理論的認識の試金石となる」⁵ という歴史認識をもっていた。

同氏にとって、日本の安保闘争のなかでの日本の国家独占資本主義の段階での憲法秩序や治安立法などの現状分析のなかで当時の西ドイツの社会法治国家体制の分析の有効性をそこに見出していたのである。つまり、国家独占資本主義と憲法というシェーマは、国家独占資本主義の経済的力能の分析や上部構造として政治的特質の分析に求められることになる。

特に、大須賀との共著『日本の憲法問題－平和憲法と憲法闘争－』（以下K-〔2〕と表示）では日本国憲法の歴史的な位置づけとして、現代世界において、いかなる憲法類型になるのか。あるいは憲法群に属するのかそれはいかなる特質を有しているのか。同時にこれらの類型のなかで諸外国との比較を通して、憲法の歴史的な特質を明らかにしようとした点である。日本国憲法の世界史的な位置づけを通して、現代における憲法の発展を解明することにより、「現代の内容」を「帝国主義段階での矛盾の形態とその構造」⁶ を解明する。つまり、「段階規定」と「群規定」⁷ を適用する点に特色があった。

この「社会的法治国家」の歴史的な性格の分析がK-〔2〕で日本国憲法の歴史的な特質を分析する上で、国家独占資本主義段階での現段階を通して把握することの有効性を提示していたのではないかと。そして、具体的検証は、K-〔3〕のⅢ憲法現象と国家独占資本主義⁸への分析とつながったのではないかと思われる。

社会的法治国家の分析のなかで「現代独占資本主義段階にあるブルジョア国家の治安立法を問題」にすることによって、現代の治安立法の性格を表しており、当時の日本の現状分析にとって西ドイツの「国家における国家権力の政治的性格、憲法および階級の具体的様相など一国家の強制機構—警察・司法・軍隊等々の強化拡大と人権制限は、治安立法に内在している」⁹として、その具現化は日本の国家・憲法体制の分析にとって仮説的な方法として提示していたと考えられる。

（Ⅱ）憲法学の方法論の確立

A. 憲法学の方法論への現状と課題

最も影山がこれらの課題を追求したのは、現代憲法学の方法論と歴史的課題であった。そのテーマを追求したのは、K-〔3〕¹⁰であった。影山が自らの憲法学の方法論と課題を自覚していたのは、社会科学としての憲法学の現状分析から析出した結果、いくつかの欠陥があるとし、そこから方法と課題を具体化する。影山によれば、社会科学としての憲法学の課題は、4つの視点から提起されるとし、i 憲

法学が科学として出発するための方法論の確立（「原理論」）、ii 憲法現象など憲法意識や理論・学説・解釈などの「イデオロギー分析」の課題、iii 資本主義型憲法の現象の法則性を解明するための「歴史的な分析」の課題、iv 憲法学にとって最も重要な「現状分析」の課題などを提示¹¹していた。この課題の追求こそが国家独占主義段階の憲法現象を分析する有効な鍵を握っているとしていたのである。そして、同氏にとってこの時期にその課題を追求するための憲法学の方法論を詳細に検討したのである。

すでに日本の憲法学の方法論への自覚的摂取は、戦後の法社会学方法論争レベルで検討されたが、影山が検討する戦前からの鈴木安蔵や戦後の長谷川正安などの憲法学やその他の憲法学の方法論が十分検討されてこなかったという反省的な契機があり、影山自身、鈴木安蔵らの一定蓄積を踏まえて検討する。

影山が日本の憲法学の現状認識とそれに対する批判テーゼは、日本における憲法学の現状に示される。すなわち、憲法学の方法論についての検討する上でその現状を歴史的に認識することにあつた。

憲法学が対象とする憲法現象についての把握するための方法論は、先学の成果について全く不十分であるとか、問題があるとかという次元ではなく、より科学的観点からの問題整理をしつつ、検討している。そもそも「憲法現象に内在する諸矛盾の存在やその性格について把握すること」¹²の予備的な作業という位置づけが必要であるというところから出発している。

K-〔3〕のなかで、I 現代憲法学の課題と方法、II 憲法現象の構造という表題のもとで実に190頁あまりのスペースで検討しているようにマルクス主義的方法論の厳密さとその課題性¹³が如実に示されている。

影山にとって、既に述べた社会科学としての憲法学の4つの視点からの検討する上で、不可欠な作業がその仮説的な方法論の確立でもあつた。彼にとって、憲法学の課題を解明するためには、憲法学の対象規定及び方法をもつことが必要であるとし、それは、第1に、憲法現象は一定の社会的現象であり、その歴史的規定に制約されること。第2に、憲法現象は上部構造の現象であること。第3に、憲法現象は、4要素、すなわち、憲法規範、憲法制度、憲法意識＝イデオロギー、憲法関係などが弁証法的に結合して、全体が憲法現象を形成しているという点で、憲法現象の形成過程と憲法現象の実現過程をもち、上部構造として憲法現象には、その内に合法則性を貫く憲法現象であるという位置づけ¹⁴をしていたのである。この点は、鈴木や長谷川の到達点を批判的に摂取しているが、影山の独自の点は、憲法学の課題と方法を検討することによって、より科学的で有効な方法を提示することが必要であつた。

そのベースになったものは、①1950年代のソビエト・東ドイツで「国家と法」において、サイバネティクスが適用された理論的課題とその可能性を検討していたこと。すなわち、上部構造と下部構造との相対的把握と上部構造として憲法現象の把握の統一的な解明の一方法を自覚的に検討する試みを同時に解明していた（影山「サイバネティクスと法律学（一）（二・完）－東独における研究の現状と方向に基づいて－」¹⁵以下K-〔4〕と表示）。②は、法現象の端緒的範疇の検討として、ドイツのケリモフの理論から学んだことが推測される（影山「法の範疇的な構造－ケリモフの所説をめぐって－」¹⁶以下K-〔5〕と表示）。当時のソビエト及び東ドイツにおける国家と法の科学の領域で、サイバネティクスの適用可能性について、指摘し、影山は、当時の議論を紹介しながら、法におけるサイバネティクスの適用について、検討している。すなわち法における原理的な問題を解明する鍵を握るとし、社会諸現象のサイバ

影山日出彌の憲法理論の検討（1）

ネックス分析の可能性を解明する。

K-④（二）によれば、同氏は、「社会諸現象のサイバネテックスによる認識で問題になるのは社会諸現象の質的内容、性格の問題であるとし、その諸現象の質的性格を分析し、質的規定、すなわち法則性を明らかにする」¹⁷ ことであるという。この点で重要な論点は、サイバネテックスと社会諸現象の階級性との関係についての問題を検討することであり、そこから社会諸現象の対象の構造と機能を問題とする。

影山は、つまり、憲法現象に当てはめれば、「憲法学が憲法現象における諸矛盾、その性格、それを貫く合法則性を明らかにする目的とすれば、憲法現象の『構造』の分析」が重要であり、「その複雑な構造をいかなる弁証法的に取り扱うかは、その場合それを規定する科学的カテゴリーがなければ、その分析はできない」¹⁸ のである。従って、「憲法現象の構造を規定する基本的な範疇は、一方で憲法現象の認識、したがって、認識された憲法現象の表現であり、他方では憲法現象を分析するための手段であって、この二つの側面を統一的に含むことがこれらの範疇が科学的な性格をもち、科学的に機能するための不可欠な条件である」¹⁹ とする。この法の範疇論のベースはケリモフのK-[5]の議論から引き出される。

このような対象によって規定される側面と対象とする側面とを同時に具備することは、憲法現象の構造を科学的に規定するのに欠くことができないとする。そして、影山は、憲法現象と社会構成体という側面において、サイバネテックスの適用から史的唯物論の視点として、憲法現象としての上部構造と下部構造の関係理論を引き出すのである。

同氏の問題意識には、憲法現象の階級的性格について、社会構成体から把握するのは、憲法現象がいかなる歴史的な性格とをもち、いかなる歴史的発展過程をたどり、いかにして歴史的に消滅する現象なのかと想定し、そこから憲法現象の階級性を把握することを目的としていたのである。

同氏は、憲法の階級性の把握について、次のようなメルクマールを提示していた。すなわち、「i 憲法現象の存在は、諸階級の存在・その矛盾・対立を前提にしていること。ii 階級社会の現象であること。iii 憲法現象は、人間の意識に所産であるから、社会的意識と社会的意思との担い手である諸階級の階級的意識と階級的意思との表現形態であること。iv 憲法現象のうちで、最とも中核的な地位を占める憲法という現象は、経済的土台において支配する階級が「階級対立の非和解性の産物」たる国家の意識的活動によって形成し、支配階級の意思を表現する特定のイデオロギー的形態であること。v 国家の階級性を、その機能過程で表現する一形態であること」²⁰ などを提示し、これらは社会構成体における発展という側面において、歴史的規定された全支配的イデオロギーとその形態のいかなる部分をも、憲法現象がどのように構成されるのかというファクターも重要となるという認識であった。

このことは、鈴木安蔵の著書『比較憲法史』²¹のなかでの「社会構成」という概念や古典書から引き出しつつも、憲法現象の階級的性格を把握する上で、「社会構成体」の概念を吟味しつつ、憲法類型を基準に問題にしようとした点は独自の発展の結果である。

B. 憲法学の具体的方法論の構造

1. 方法論への問題意識

影山は、憲法学の方法論で最も影響を受けたのは鈴木安蔵の憲法学の方法論²²であり、1950年代のソビエトの「国家と法」に関する法理論家からの法現象把握のための方法論である。

憲法学の方法論についての影山自身の問題意識は、憲法現象とはいかなる構造をもつのかという自問をした上で、憲法学への関心は、憲法現象の機能を規定するところに出発点にあり、その対象的構造を明らかにするため科学的に規定しなければならないとした。その「憲法現象の構造を科学的に認識するカテゴリ論」²³が必要であるという問題意識である。

影山は、このカテゴリ論を検討するにあたり、先学の鈴木憲法学に出てくる、「憲法イデオロギー」、「憲法規範」、「憲法制度」および「憲法的関係」等の諸範疇や長谷川の憲法現象分析（3要素）として「憲法イデオロギー」「憲法規範」「憲法制度」および「憲法関係」などの4つの要素についての検討は、立場はともかくとして、一般に憲法学の科学のカテゴリ論として検討されていないことの現状を批判し、これらの科学のカテゴリ論は憲法学批判として成立するとすれば、『経済学批判』（マルクス）として同様に同じ方法で適用されるのか疑問を提示している。

これらの問題の困難さを指摘して、それは、ひとつには憲法学の科学的なカテゴリ論が上部構造として憲法現象であり、『経済学批判』とは異なるという点で困難さがあること。もうひとつは資本主義的諸関係として憲法現象としての構造を解明するカテゴリ論なのかの困難さ²⁴があるということである。

この問題を保留した上で、憲法現象の論理的な構造を問題にする。すなわち、憲法現象を科学的に認識し、分析するカテゴリとして、i 憲法意識とその諸形態、ii 憲法規範—意思とその形態論、iii 憲法制度、iv 憲法関係を詳細に検討する。

この憲法現象の論理構造を科学的に把握するための具体的な事例、すなわち日本における憲法現象の現状分析として、サイバネテックスを援用のもとで「ブロック・スキーム」論すなわち、K-4²⁵で上部構造と下部構造との関係を、国家意思および国家意識あるいはその憲法の形成過程と憲法の実現過程を踏まえた立体的構造を仮説的に把握しようとした点にある。

この点は、例えば、K-2²⁶の第1章IV節で試みている。つまり当時の日本の憲法の特質を把握するために、憲法の歴史性、階級性について、解明する前提として現憲法の制定史を踏まえて、憲法の積極的側面と消極的側面を論理の組み立て用いて、現憲法の積極的側面、すなわち、主権、戦争放棄、軍備禁止、民主主義、民主的権利保障という側面から、日本のおかれている消極的側面としての国家制度の不徹底性（天皇制や国家機構及び民主的改革の不徹底性）を追求しつつ、憲法の特質を把握する試みはひとつの仮説的な提示であり、現実の憲法秩序を把握する上で、有効性をもつ方法であった。

このことは、影山のK-3²⁷によって、より具体的方法論が提示されている。つまり、日本の国家・憲法の現状について、ひとつは、「国家独占資本主義段階での諸形態と諸手段が顕著に展開されている国家すなわち、帝国主義段階としての国家独占資本主義段階の現状分析」（「段階規定」の適用）と、もうひとつは、「同時に特殊な対米関係にある国家であるという歴史認識から、日本における憲法現象の

影山日出彌の憲法理論の検討（1）

特質」²⁷を解明（「従属＝対米従属」）しようとしていた点で、K-〔2〕より一歩進んだ現状分析をしている。

同氏にとって、憲法現象の構造における基本的な矛盾と対立の関係を、国家レベルや憲法レベルで把握することで、憲法現象について、4要素の有効な仮説的検証を試みようとした点に、その先駆性を読みとることができるのである。

例えば、現代日本の国家の把握について、同氏は「国家独占資本主義は、現代の資本主義の構造と特質とを最とも明確に表現し、現代の国家および法現象のよって立つ経済的土台を形成しているからである。すなわち資本主義的な社会構成体における、土台の・・形態の変化とその展開を考慮することなしに、現代の国家の形態変化、従って、国家機能の変化、法形態、法機能の変化、さらにイデオロギーと理論における変化の基本的性格は、認識されないだろう」²⁸と述べている。

ここに、影山の日本における憲法現象の構造を把握するためには、現代国家の発展段階とその特質の解明から、現代憲法学の課題を引き出そうとしていた点にみられる。

2. 憲法現象把握のための範疇論設定とその具体化

影山自身が最とも困難でかつ厳密なほどに憲法現象を認識論レベルで科学的方法論確立を提示し、学会に衝撃な問題を突きつけたのは、K-〔3〕の著書であった。

K-〔3〕の著書で示したのは、三つの理由があった。それは、①「そもそも、憲法学が科学である、と規定するためには、一定の対象とそれに肉迫する方法とが明らかにされ、そのことによって、限界があるにせよ、科学であることを論証することが必要である。私が、憲法学の方法論を本書のようなかたちで試みようとした第一の理由は、ほぼ、この点にあるといてよい。」②「第二の理由は、一現代の発達した資本主義国家における憲法現象には、資本の原畜段階や産業資本主義段階における憲法現象とはちがった、特有の発達した性格が顕著にみられる。－それでは、現代の資本主義憲法の諸現象は、何故そのような、共通の、普遍的なものをもつものであろうか。私の場合、この問題を考えていったあげくに到達したのは国家独占資本主義であった。しかし、これを憲法現象と関連させて、両者の密接不可分なつながりを分析するには、やはり、より厳密な一定の方法論が媒介されざるをえないことが痛感されたわけである。」③「方法論を扱った第三の理由は、現在の日本の憲法をめぐる状況ならびに憲法学の現状をかえりみた場合、この際、なによりも憲法学の方法論の展開が必要であるとの認識にたたざるをえない、というところにある。すなわち、日本の憲法学は、多少大げさにいえば、科学的方法論上、再編成されなければ、当面の現実的課題（それは運動論や展望をも含んだ複雑・困難な課題である。）にこたえることができない、ということである。この意味での方法論の検討は、例えば「社会科学としての憲法学の構想がすでに一提起されていたにもかかわらず、科学的方法論のレベルで十分にまとまった理論の展開が私の知る限り見あたらないというような状況を少しでも克服するためにも、必要な作業である。」²⁹ということを提示している。

影山は、憲法現象の論理的構造を把握するための4つの範疇なり、長谷川のいう3要素について、若干のコメントをしながら、影山独自の科学的な範疇＝カテゴリー論について検討している。

a. 憲法意識

影山は、長谷川の憲法意識論の基本的特徴点³⁰を紹介して、ひとつに憲法意識の「萌芽的なもの」と、二つ目に「最終的なもの」という踏述している点最初の点は、「憲法意識は、「憲法現象全体の成立を可能にするいわば本源的现象である」という認識に立ちつつ、「憲法意識一般ではなく、国意意思まで組織された特定の憲法意識」であると位置づけた点に特色がある。二つ目については、「憲法意識が最終的なものであるとき、それは、国家の制憲活動を通して行われる、萌芽的属性として認識され本源的な憲法意識の客観化＝憲法という憲法意識の存在形態であり、これは、国家による実現（適用）過程で、とりわけ明確に現れるという」位置づけをしていた。三つめとして、憲法意識が「階級的な対立をそのまま取り組んでしまっている」³¹という点について、これは憲法現象の属性は、最も重要な属性であるとし、この憲法意識は、現実の階級の対立において、憲法意識だけでなく、憲法関係についてもみられるところであると述べている。つまり、憲法意識は、憲法についての意識・イデオロギーとして様々な形態で存在し、その担い手も様々である。その憲法意識は、社会的意識として把握しなければならないとする影山の立論は、移行期を含めて問題にする点で特色がある。

憲法意識は、次に憲法意識形態の検討にすすむ。長谷川の4つの基本的形態、すなわち、憲法感覚、憲法知識、憲法解釈、憲法学説＝憲法理論を紹介し、憲法意識は、憲法の主体的な認識要素をとしての意味をもっており、その諸形態は、憲法現象、特に憲法についての認識の諸段階の特徴を表現するとして、これらの諸形態は、－「イデオロギー現象」の構造的契機でもあるとし、それは「歴史的存在であり、つまるところ、階級性をもつ現象である」³²とする。

これらの諸形態は、個人レベル、組織レベル、国家レベルでそれぞれ諸形態として、4つの諸形態が現出する憲法意識であったり、他の意識やイデオロギー性をもって現出するとする。

それについて、次のようにまとめる。

①「憲法意識は、－憲法現象の形成過程という側面からみれば－社会の経済的土台の諸要素を最も直接的にとらえ、これを憲法への上昇させる媒介として、－直接的な出発点をなす現象であり、経済的土台が上部構造たる憲法現象に規定的作用を与える過程で常に存在しなければならない憲法現象である。」②「憲法意識は、憲法の実現過程という側面からすれば、憲法およびその他の憲法現象が機能し、憲法がイデオロギー的・物質的社会的諸関係を規制する場合に、これらの諸関係を規制するための最も可動的で変化にとんだより主観的な要因となる。」③「憲法意識が存在しなければその他のいかなる憲法現象も成立せず、憲法意識が存在しなければ憲法は実現されえない。」④「憲法意識は、憲法現象内においてみる限り、憲法現象の変化を招来する直接の要因であり、社会における客観的变化を他の憲法現象へ伝達し、憲法を社会的諸関係に反作用させる主観的な伝達要素である。」⑤「憲法意識は、あらゆる個人・集団・階級・国家機関等々による憲法実践、国家権力・支配者・被支配者・人民大衆間の憲法闘争における多数な行動に対する直接制御者である。」³³と述べる。

ここでは、憲法意識は多様な形態と内容および一定の性格と特質をもつものであり、これらがひとつの社会的な要因を握っていることを提示している。その意味で、憲法学における憲法解釈も、憲法意識・イデオロギーのひとつの存在形態であり、ひとつの認識作業としての実践的意味をもつのである。

影山日出彌の憲法理論の検討（1）

b. 憲法規範

憲法意識が支配的憲法意識として国家意思・国家意識など普遍的な形態をとって現実には憲法規範を構成するのである。影山は、憲法規範は、なによりも憲法規範または憲法という特殊な法部門の形成過程の問題であるという視点から検討する。

同氏によれば、「憲法規範は、国家の活動を媒介することによって特定の憲法意識を対象化し客観化した上部構造の要素であるから、その形成過程は、まず社会の物質的・経済的土台によって制約され規定されるプロセス」³⁴ であるとし、「この過程は、土台の要求→利益の意識→憲法意識→憲法規範という、いわば憲法規範の形成過程の客観的側面」を現出するとする。しかし、その過程は「同時に憲法意識→国家の憲法制定活動→国家的意思→憲法規範という、いわば憲法の形成過程の主體的側面—主観的側面」を現出しており、この「両側面を統一的に含むプロセス」であり、「相互関係にある」³⁵ という。

これは、憲法学が論じる憲法の歴史や憲法史・比較憲法史を論じる点で有効な指摘である。また、憲法規範は、社会の階級の対立・矛盾のなかで常に支配的意思を貫徹するものが普遍的には憲法規範まで高められるという過程をもつものであり、この視点は、重要である。

次にその国家的意思の特質について、同氏は、次のように総括する。ひとつは、「それは一方では、支配階級にとってのみ現実的な内容を持ち、彼らの現実的な利害をあらわすが、他方ではその意思をおしつけられる側の階級にとっては非現実的な、幻想的な共同利害のあらわれであること。（「公共の福祉」）。ふたつめは「それは、国家的に組織された階級の意思を全体として現出するものであり、国家ないしその機関の名で公的に公布する。」三つめは、「それは、常に国家的に確定された一定の表現形態を必要とし、その貫徹が国家機関の強制権力によって保障されること」³⁶ であるとする。

つまり、国家的意思として普遍的な形態をもって現出する憲法規範は、現実には社会の諸関係を規定するその「経済的基礎」や「政治的基礎」を基盤として、現出するのであり、その階級性格は、国家という「公的機能」によって実現されるのである。それは同氏の言葉でいえば「憲法の普遍的妥当性—公的性格—をとおしてのみ実現される」³⁷ という内容であること。

c. 憲法制度

憲法制度については、鈴木の憲法学での成果や長谷川の憲法学の成果が意識的に検討されているが、ここでは長谷川における憲法制度について検討している。

長谷川が指摘した憲法制度は、「憲法によってつくられている施設を一憲法制度」として位置づけ、「法的に機能する国家の意思の通説である国家機関を、法制度と呼ぶ」といい、「憲法規範の命じるところにしたがって構成され機能する国家機関」³⁸ について検討する。

影山は、この憲法制度を検討する場合は、そもそも憲法上の「国家機関」「施設」であるということの規定する場合に二つの問題があるとする。それはひとつには、憲法制度が常に「機関」・「施設」なのか。ふたつ目に憲法制度は憲法上の国家の政治的機関、施設なのに、同時に法制度として現出するのかという問題があるとする。

この問題は、憲法部門からこの制度をどう認識するのかという問題である。つまり「一定の社会構成

体の基礎をなす社会的諸関係を対象とする憲部門は、多くの典型的な社会関係を規制する『憲法制度』から成り立つことになる。いいかえれば、憲法制度は、客観的な必要に応じて、一個の典型的な社会関係を全体的に規制する憲法規範の総体からなりたつのである。このように、「憲法制度は、それ自身完結した、一定の典型的な社会関係を規制する憲法規範のグループが存在とき、構成される。」³⁹ する。

例えば、裁判制度も、国会も、内閣もそれぞれその組織やその諸規則も、憲法上の制度であって、それぞれの諸関係によって規定されている。その意味で、憲法現象を認識する場合の対象としてその社会諸関係と憲法という政治的、経済的かつ社会的基盤でなりたつ社会や国家に規定されて成り立っているものということができるであろう。

憲法制度も、国家や社会が変化し、憲法制度も変遷するという状況では憲法制度は「歴史的現象」でもあるわけであり、そこでいかなる性格と内容をもつのかはその国家や社会の在り方に規定されているといえよう。

d. 憲法関係

憲法現象のいなかで影山もいうように憲法関係は最も動的な現象であろう。なぜなら、憲法現象のなかに、憲法意識・憲法イデオロギー、憲法規範、憲法制度を包摂するものが憲法関係だからである。

このような構造と複雑さをもつ現象は、憲法現象だけである。同氏は「憲法は、現実に憲法関係として具体的に実現され、これを媒介にして、対象となる物質的諸関係とイデオロギー諸関係とに反作用を与える」⁴⁰ とする。

このような構造と内容をもつ憲法関係について、具体的分析の一部を除けば、日本の憲法学で憲法関係について、厳密なカテゴリー論は、ほとんど展開されていないという反省的契機があった。

まず、憲法関係の性格について、次のように総括する。①「なによりも、憲法関係がいかなる社会関係であるかが明示されなければならない。この課題は、—一定の社会の経済的土台をなす物質的社会諸関係とどう異なり、いかに関連するのかを明らかにすることにある。」②「憲法関係が特殊な階級的的意思関係であることと、その構造的連関を分析することが必要である。ここに、憲法規範と憲法関係との相互関係の重要な側面が隠されている。」③「憲法関係が上部構造の構成的要素であることを論証することおよび憲法の土台への反作用の特質を示唆することであって、これは第一の問題と密接に関連している。」⁴¹

憲法が対象とする資本主義憲法では、この憲法を基礎とする成立している憲法関係は、常に資本主義的イデオロギー関係であり、国家独占資本主義段階であれば、国家独占資本主義の一定のイデオロギー関係を反映する。

同氏は、ひとつは、憲法関係と二つの基本的社会関係、ふたつめに憲法関係と意思関係、三つに上部構造現象としての憲法関係を詳細に検討し、特に憲法関係の基本性格や構成要素について論じる。

ここでは、憲法上の権利主体について、同氏は、憲法関係では、国家が一方の権利および義務の担い手であり、他方の権利主体である国民—市民は、基本的権利および義務の担い手として登場すると位置づける。

影山日出彌の憲法理論の検討（1）

影山はいう、「国家は、法人格をもつが同時に国家権力の意思決定および執行過程における憲法関係の当事者であるから、他方の当事者と平等の地位にない。すなわち、当事者レベルでは、憲法関係は契約における平等な権利主体関係と異なり、つねに憲法関係を本質としている。一方、国民レベルでは、基本的権利の担い手として国家権力の干渉の限界を憲法によって確定している。」⁴²

これは、憲法関係が、つねに憲法現象としてあらわれてくる国民の権利義務関係を制御する役割を果たすのであり、憲法関係になかに国家としての意思を反映するしくみが憲法を通して発動されることを意味する。

影山は、この憲法関係の内容として基本権は、資本主義社会の諸矛盾の産物であり、同時に国家の側からの一定の矛盾を解決形態であるという。つまり、憲法上の基本権は、常に資本主義社会の構造を反映していると解く。同氏は、基本権の一定の構造を次のように提示する。

①「政治的諸関係に照応する基本権であって、例えば国家の管理への参加、選挙権、被選挙権等々）政策決定への参加、国家意思実現過程への参加と統制への参加などに関する権利からなる（政治的自由政治的権利）。②文化＝イデオロギー的諸関係に照応する基本権であって、教育権、学校制度、芸術の保護の諸権利、著作権等々に関する基本権である。③経済的、社会的諸関係に照応する基本権であって、資本主義的所有権を基礎にしてなりたっている」⁴³ ものがあるという。

この憲法関係は、国民の基本権の在り方を方向づける内容とその存在形態を示しているものであり、同氏がいう憲法闘争や憲法運動における基本権の実現の解決の道筋がこの憲法関係の分析のなかにあるという点で意義深いものがある。

（Ⅲ）小括

第1は、影山の憲法学への出発点は、現代の国家独占資本主義段階の現状分析、すなわち、1960年当時の安保闘争をめぐる現代日本社会の現状を見ると、避けて通ることができなかつた問題は、国家独占資本主義段階での西ドイツの社会的法治国家は原理的モデルとして、日本の現状分析する場合の重要な視点を提示していたのではないか。その点で、社会的法治国家と治安立法の現状分析は同氏の出発点の問題意識になったと思われる。国家独占資本主義段階の憲法現象を分析する有効な方法論が必要であったのではないか。

特に現代日本社会が国家独占資本主義の段階であるだけでなく、経済過程への国家権力が積極的に介入する国家であると同時に、治安立法などを中心とした現代法として分析と国家体制の在り方について仮説的な分析を試みていたのであり、巨大な国家を分析する視座を提示していたのと思われる。

第2は、1960年代の日本の憲法学の現状認識について、問題整理した上で、その反省的な契機と先学の遺産を継承しながら、同氏の憲法学独自の方法論の検討について、厳密なカテゴリー、範疇論について論じ、科学的な方法論すなわち、マルクス主義的な方法論を詳細に検討したことである。

特に、影山は、憲法現象を対象とする憲法学の科学的方法論について、K-[3] に示した成果は、憲法現象の分析道具として4要素とその相互関係を解明した。

同氏にとって一番の問題は、憲法学の方法論の確立であり、そのことがいつも悩ませられた問題であ

るという認識があったのではないか。

同氏の問題意識には、資本主義の発展段階、特に国家独占資本主義段階での憲法現象把握とその歴史的発展史の展望を含めた憲法学からの理論的枠組みを憲法学の方法論と課題に求めたことである。

4要素の相互関係がどのように有効性があるのか自問しつつ、憲法現象の論理的構造を解明した。この憲法現象が、ふたつのプロセスに位置づけられることを確認した。ひとつは憲法の形成過程であり、もうひとつは憲法の実現過程にあること。

この憲法の形成過程は、国家の制憲創造かつ裁可過程として、経済的土台から上部構造への反映を有する過程であり、憲法の実現過程は、国家の憲法執行・適用過程であり、上部構造の独自性と下部構造への反作用の在り方を提示した点で、分析手法として有効性をもつといえよう。つまり、前者は、憲法の制定過程にあらわれる経済的土台と上部構造との関係で、土台からの反映と憲法現象の運動の過程で把握するものとして位置づけ、後者は、上部構造の憲法現象が土台に反作用を与えるという過程である。この点で、1960年当初展開したサイバネテックスの適用、すなわち「ブロック・スキーム」論を自覚的に適用することにより憲法現象の総体を把握するところみを仮説的に提示した。

同氏は、最後にこのような「憲法現象の運動の総過程が憲法学と対象をなすものであり、そこにおいて、憲法学の対象が成立し、この総過程を歴史的展開（憲法現象の変化と変化の諸過程）において把握するとき、歴史的科学の一部門としての憲法学が成立する」⁴⁴ とする。ただし、憲法現象を分析する「端緒」の存在については、保留したままで終わっている。

影山のこの時期の憲法学の方法論や社会的法治国家論の検討を通してみると、同氏が憲法学の基礎理論を提示し、憲法学解明の方法論が構築された時期であり、なによりも戦後の科学的憲法学の確立にあり、先学の遺産の検討を通して、同氏の憲法学の出発点とその理論的展望を示した時期でもあったといえるのではないか。

(未完)

註

- 1 影山日出彌の学風と人柄については、鈴木安蔵「影山日出彌君の憲法学回想」『憲法学断想』敬文堂 1978年刊 49頁以下。長谷川正安・藤田勇・針生誠吉「影山日出彌氏を悼む」『法律時報』第48巻11号 1976年10月刊 100頁以下。永井憲一「影山日出彌運営委員の急逝を悼む」『季刊 教育法』22号1976年12月刊。武川眞固「影山日出彌先生の思い出」早稲田大学学生憲法会議編『一国家・主権・人権—影山日出彌氏をめざしたもの』（第1集）1976年11月刊 17頁以下。なお、影山憲法学を検討したものとして、本秀紀「影山日出彌「憲法の原理と国家の論理」—『危機の時代』をよみがえる国家分析と変革の憲法理論』『憲法読本41』所収 平凡社 2001年刊 132～138頁がある。
- 2 金子勝「影山憲法理論の遺産—影山憲法理論研究のために—」『立正法学』第11巻1・2号 1978年3月刊 47～105頁参照。
- 3 本・註1「前掲書」132頁。
- 4 影山日出彌「社会的法治国家序説—（一）（二・完）」愛知大学『法経論集』第34号1961年5月刊 235～

影山日出彌の憲法理論の検討（1）

- 290頁。第35号 1961年8月刊。当時の西ドイツの社会法治国家の現状とその課題について検討したもので、一連の研究は、同「社会的法治国家の概念と法的性格—社会的概念的内容とその限界—」愛知大学十五周年記念論文集（法律編）『法経論集』第37/38合併号 1962年2月刊 179～223頁。同『『社会的法治国家』における『治安立法』の特質—（一）（二）（三）』『法経論集』第42号 1963年8月刊 95～169頁。同第43号1963年12月刊 105～177頁。同第44号 1964年3月刊 113～155頁。
- 5 影山日出彌『現代憲法学の理論』日本評論社 1967年11月刊 5頁。
同書について、森英樹は影山の4つの課題の中では、原理論と現状分析のみであり、歴史的分析、イデオロギー分析が語られていない。その限りで過渡的な産物であると評している（森英樹「書評 影山日出彌『現代憲法学の理論』』『法律時報』第40巻5号 1967年刊 113～115頁）。
- 6 影山・大須賀明『日本の憲法問題—平和憲法と憲法闘争—』労働経済社 1967年6月刊5頁以下。
- 7 影山「（現代法理論の展望）憲法」『法律時報』第37巻5号 日本評論社 1965年刊 67頁。
- 8 影山・註5「前掲書」191頁以下。
- 9 影山・註4「『社会的法治国家』における『治安立法』の特質（二）」『法経論集』第43号 106頁。同「西ドイツにおける法治国家—ビビモスの壊胎」鈴木安蔵編『現代福祉国家論批判』所収法律文化社 1967年刊 181頁。
- 10 影山・註5「前掲書」3頁以下。
影山の問題意識は、「・・・複雑な日本の資本主義と国家の現実、およびそれらの諸運動の発展を前にして、戦後の憲法学全体が、深刻な検討をよぎなくされ」「日本における民主主義運動とその理論を一定の限度で表現している民主主義法学の重要な部門である憲法学が、・・・それはたんに部分的な再検討ではなく・・・」
「その方法論をふくむほとんどすべての問題についての再検討であり、・・・そこではほからぬ理論の再構成が迫られているのである。」「・・・日本の憲法学にとって、すでに、その根本的再検討と理論の再構成を実現すべき条件がととのっている、というべきであろう」と言う点に提示されていた。
- 11 影山・註5「前掲書」19頁以下。
- 12 同「前掲書」41頁。
- 13 同「前掲書」3～188頁。
- 14 同「前掲書」190頁。
- 15 影山「サイバネテックスと法律学（一）（二・完）」『法経論集』第46号 1964年刊 97～138頁。第47号 1965年刊 111～169頁。
- 16 影山「法の範疇的な構造—ケリモフの所説をめぐって—」愛知大学『国際問題研究所紀要』第30号 1960年刊39～58頁。
- 17 影山・註14「前掲書」（二）123～124頁。
- 18 影山・註5「前掲書」42頁。
- 19 同「前掲書」42頁。
- 20 同「前掲書」51～52頁。
- 21 鈴木安蔵『比較憲法史』勁草書房 1951年刊。

- 22 鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』叢文社 1932年刊。
 - 23 影山・註5「前掲書」56頁。
 - 24 同「前掲書」57頁。
 - 25 同・註15「前掲書」(二)48頁。
 - 26 註6「前掲書」76頁。
 - 27 註8「前掲書」184頁。
 - 28 同「前掲書」191頁。
 - 29 影山・註5「前掲書」1～3頁。
 - 30 長谷川正安『憲法学の方法』合同出版社 1960年刊 47頁。
 - 31 同「前掲書」47頁。
 - 32 影山・註5「前掲書」71頁。
 - 33 同「前掲書」72頁。
 - 34 同「前掲書」83頁。
 - 35 同「前掲書」83頁。
 - 36 同「前掲書」87～88頁。
 - 37 同「前掲書」59頁。
 - 38 同「前掲書」131頁。
 - 39 同「前掲書」138～139頁。
 - 40 影山「前掲書」141頁。
 - 41 同「前掲書」171頁。
 - 42 同「前掲書」182頁。
 - 43 同「前掲書」182頁。
- 例えば、資本主義憲法における基本権のあり方について、その全般的危機のひとつの法的表現であり、資本主義社会の基本的な諸矛盾の産物と同時に、国家側からの一定の解決形態としての形態であり、それが上部構造であるとして、把握するものとして、ザクセン人民表決・ワイマール憲法を位置づける。この点は、後に影山自身「ザクセンにおける人民表決—東独憲法成立史の一側面—」愛知大学国際問題研究所紀要 41号 1967年刊 56頁以下。同「ヴァイマール憲法における『社会権』」東京大学社会科学研究所編『基本的人権 II 歴史』東大出版会 1968年刊(185～221頁)の研究に結びつける。
- 44 同「前掲書」187頁。